

人吉市農業委員会定例総会  
(第1回)

令和6年1月25日

人吉市農業委員会

# 人吉市農業委員会定例総会会議録

令和6年1月25日

人吉市役所 2階 202会議室

## 議事日程

- 日程第 1 議第 1 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 2 議第 2 号 農地法第5条の許可申請に対する意見の決定について  
日程第 3 議第 3 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 4 議第 4 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年  
法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農業委員  
会の意見決定について  
日程第 5 議第 5 号 令和5年度農地利用集積等促進計画（案）について

## ○ 出席農業委員（10名）

|         |     |         |
|---------|-----|---------|
| 会 長     | 10番 | 上 野 博 司 |
| 会長職務代理者 | 9番  | 林 主 一   |
| 委 員     | 1番  | 向 岩 敏 雄 |
| 同       | 2番  | 中 嶽 修 平 |
| 同       | 3番  | 原 口 政 廣 |
| 同       | 4番  | 刈 上 澄 雄 |
| 同       | 5番  | 竹 下 豊   |
| 同       | 6番  | 簗 田 秀 彦 |
| 同       | 7番  | 永 田 正 輝 |
| 同       | 8番  | 宮 崎 右 男 |

## ○ 出席推進委員（14名）

|     |     |           |
|-----|-----|-----------|
| 委 員 | 11番 | 牛 塚 敬 一 郎 |
| 同   | 12番 | 西 門 泰 人   |
| 同   | 13番 | 段 村 洋 一   |
| 同   | 14番 | 山 本 雄 二   |
| 同   | 15番 | 竹 田 博     |
| 同   | 17番 | 中 村 郁 子   |
| 同   | 18番 | 椎 葉 徹     |

|   |     |           |
|---|-----|-----------|
| 同 | 19番 | 元 田 和 弘   |
| 同 | 20番 | 赤 池 親     |
| 同 | 21番 | 迫 田 公 江   |
| 同 | 22番 | 仲 村 建 彦   |
| 同 | 23番 | 北 山 加 一 郎 |
| 同 | 24番 | 東 悟       |
| 同 | 25番 | 東 照       |

○欠席した委員

最適化推進委員 16番 有 瀬 英 憲

議事録署名農業委員 7番 永 田 正 輝

議事録署名推進委員 17番 中 村 郁 子

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

|           |   |           |
|-----------|---|-----------|
| 局         | 長 | 前 村 洋 宣   |
| 係         | 長 | 豊 永 英 紀   |
| 主         | 任 | 渕 田 奈 緒 美 |
| 再 任 用 職 員 |   | 坂 井 正 子   |

開会 9 : 3 0 分

○（議長）おはようございます。本日は、16番委員から欠席届が出ております。

会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。

ただ今から令和6年第1回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に7番委員、17番委員を指名します。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第1号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第1・議第1号 朗読

○（議長）1番は私の案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

( 議長を職務代理者と交代する )

○(職務代理者) 議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いします。

1 番について 10 番委員の調査報告をお願いします。

○(10 番委員) おはようございます。議第 1 号、農地法第 3 条の許可申請に対する 1 番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、1 筆の 506 ㎡、農振区分は農用内で 3 条の無償移転であります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の廃業、譲受人の農業経営の拡大であります。申請地は別紙の位置図 1 ページのとおりです。実はこの譲渡人と譲受人は縁故関係でありまして、譲渡人のお父様と譲受人が従兄弟になります。亡くなられました譲渡人のお父様から生前にこの譲受人に農地を無償で譲る話があつており、今回、譲渡人に相続後、譲受人に贈与されるものであります。実はこの譲受人は市外からの入り作農家でありまして、既にここにありまして、経営面積の 13,166 ㎡と広く耕作されております。その中に今回の申請地も入っております。本人さんに聞き取りをしましたところ、農業経営に非常に意欲的でありました。なお、今回、譲り受ける土地については、水稻を作付けする予定であるということでありました。その他にも譲受人がこの集落にイモを栽培されておられまして、非常に農業経営には意欲的です。後継者も息子さんがまだお勤めではございますが、退職後はお父さんのお手伝いをされるということで、後継者として今、考えられております。調査書をご覧ください。調査の結果、1 番、4 番、6 番は該当しないと判断をいたしました。皆様のご審議の方よろしくお願いします。

○(職務代理者) ありがとうございます。1 番の報告について質疑はありますか。

「 なし 」 の声

○(職務代理者) 質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○(職務代理者) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって 1 番は原案可決いたしました。

ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

( 議長を会長と交代する )

- (議長) 日程第 2・議第 2 号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- (事務局係長) 日程第 2・議第 2 号 朗読
- (議長) 1 番について 1 番委員の調査報告をお願いします。
- (1 番委員) おはようございます。議第 2 号、農地法第 5 条の許可申請に対する 1 番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で農振区分は農用外です。面積は 4 筆合計で 4, 4 0 8 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおりで転用目的は宅地造成及び道路です。所有権移転です。農地の区分は第 2 種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりです。申請地はタブレットの 3 ページをご覧ください。場所としては、農免道路沿いの今現在、第一仮設住宅が建っているところの隣です。令和 2 年 7 月豪雨災害で被災された方の集団移転の宅地造成となっております。西側には仮設住宅が建っていて南側に田があります。私の自宅近くになりますので、そこの方にも聞き取りをしましたが、十数年、作物は作っておられずただ耕起だけやっているような田でございます。造成に関しては田との境界には L 字型の擁壁の設置と崩落及び土砂流失防止措置等を行い、また、問題が出た場合にはその都度対応するという事で合意されております。また、造成が少し上に上がっても北側の住宅は石垣を積んでおられ、高い位置にありますので、問題はないと思います。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第 2 種農地ですが、生産性の低い農地です。一般基準の 1 番、3 番、6 番、7 番、8 番は適当と判断しました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議の方よろしくお願いします。
- (議長) ありがとうございます。1 番の報告について質疑はありませんか。
- (6 番委員) 市で購入ということであれば市有地になるのでしょうか。例えば被災された方の市営住宅などになるのでしょうか。
- (事務局係長) 議案書の転用目的を見ていただくと宅地造成及び道路ということなので、宅地造成ということは区画を決められて個人の住宅として造成して、その中に道路を通すという計画でございます。以上です。
- (6 番委員) 住宅は個人で建てることになるのでしょうか。それとも建て込みになるの

でしょうか。

- （事務局係長）宅地造成なので土地だけを提供するということになります。そこに市でなくとも個人でも求められれば自分たちで住宅を建設されるということになります。
- （1 番委員）今回の申請では造成と道路のみの計画になっておりますので、その後の住宅については詳しくは分かりません。隣には仮設住宅が建っておりますが、間には用水路がありますので、一体的に使うことは無いと思います。東側には農免道路から入ると堀へと続く道路がありますが、そちら側の真ん中に道路は通されると思います。
- （6 番委員）個人住宅であれば下のほうは市有地で借地などになるのでしょうか。
- （事務局長）借地の方法や購入されるところもあると伺っております。
- （6 番委員）分かりました。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。
- （ 挙手の状況をみて ）
- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1 番は原案可決いたしました。  
日程第3・議第3 号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- （事務局係長）日程第3・議第3 号 朗読
- （議長）1 番について1 番委員の調査報告をお願いします。
- （1 番委員）それでは、議第3 号、農地法第5 条の許可申請に対する1 番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。権利種別は所有権移転です。農地お所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は9 1 0 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおりで転用目的は建設資材及び建設機械置場、駐車場となっております。

農地の区分は第1種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりです。申請地はタブレットの5ページのとおりです。申請理由としては、現在、使用している建設機械駐車場が飽和状態となり、道路にはみ出すような感じになっております。現駐車場の隣の休耕地であった申請地を利用したく、譲渡人に相談したところこのような形になったということです。申請地は第1種農地ではありますが、集落に接続しており、周囲は譲受人の土地と現在、譲渡人の休耕地になっております土地があり、周囲には影響はありません。また、給排水計画については、給水の使用はなく、雨水は自然地下浸透です。申請地は平地であり、段差もございません。以上のことから、実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第1種農地です。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断しました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしく願います。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番について5番委員の調査報告をお願いします。

○（5番委員）おはようございます。議第3号、農地法第5条の許可申請に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑で農振区分は農用外、面積は2筆合計の502㎡です。権利種別は使用貸借権の設定です。貸付人、借受人は記載のとおりです。なお、貸付人と借受人の妻は祖父と孫の関係であります。次に転用目的は個人住宅の建設で申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるため、問題なくやむを得ないと判断します。場所はタブレットの7ページをご覧ください。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であります。住宅建設にあたっては、排水は市の下水道へ繋ぎ、処理をする。雨水は自然浸透となっております。着工及び完了は

記載のとおりです。次に実質審査表をご覧ください。一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。よって総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
3番について6番委員の調査報告をお願いします。

○（6番委員）おはようございます。議第3号、農地法第5条の許可申請に3番の報告をいたします。まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆で1, 187㎡です。権利種別は所有権移転となっております。現在は、栗を植栽されております。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は貸駐車場の建設となっております。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内になります。着工と完了は記載のとおりです。申請地は位置図をご覧ください。まず、雨水の処理方法としては、既設の側溝がございますので、そこに繋げるということです。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。農地の区分と転用目的については、第3種農地の転用は許可することができるとなっております。一般基準でございますが、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。ここで補足をいたします。譲受人の会社はいろいろな事業をされておまして、どのような会社なのかを電話でお訊ねしました。今、やっておられるのは観光事業で人吉球磨の神社周辺を観光に結び付けてされているところが、大きな仕事だとお聞きしました。代表取締役の方は建設業も営まれており、同じ方が代表者であるが、別々の会社であり、今回の貸駐車場の建設にも関係しているということでした。以上のことから総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。



「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって３番は原案可決いたしました。

日程第４・議第４号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第４・議第４号 朗読

- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、７番と８番は６番委員本人となっております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和６年１月１６日付けで人吉市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。

まず、１ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が２５，３８２㎡、「畑」が６，０９９㎡、合計の３１，４８１㎡あがってきております。一番下の所有権移転の「田」は５，８２２㎡、「畑」が５，６５８㎡、合計の１１，４８０㎡でした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に２ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。今回、公社買入が３件、公社売渡が０件、計の３件ございました。

次に３ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が３件、再設定が６件、合計の９件あがってきております。いずれの案件もそれぞれの

地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。

次に4ページをご覧ください。農地中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。「田」が12,207㎡、「畑」が4,600㎡、計の16,807㎡になります。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時00分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

7番と8番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の7番と8番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第5・議第5号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第5・議第5号 朗読

- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、1番は私が組合員の法人、3番は9番委員が組合員の法人となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和6年1月16日付けで人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。

1ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。今回、4件ありました。利用権の転貸の「田」が20,532㎡、「畑」が0㎡、合計で20,532㎡あがってきております。貸借を受ける者の1番の全部効率要件、2番の常時従事要件、3番の地域における安定的農業経営要件について審査をお願いします。以上です。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時8分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

- （6番委員）前にも同じ質問があったかもしれませんが、存続期間が8年6か月になっていますが、これはどういった経緯なのでしょうか。

- （事務局 坂井）私も不思議に思っ農振課の担当者に聞いたところ、実はこの農

地は違う方が借りて貸借設定をされておりましたが、その方がお亡くなりになられてその続きで借りられることになったため、この存続期間になっております。

○（議長）ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

1 番と 3 番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の 1 番と 3 番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和 6 年第 1 回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 10 時 8 分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第 16 条第 2 項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員